

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

「終わりから始めて、そこに到達するためにできる限りのことをする」ユニクロの柳井社長の言葉です。将来から今なすべきことを逆算することです。リーダーに必要な資質のひとつにビジョンを示す力があります。思いつきや周りの意見に左右されたり、空気がかり読んでいでもしかたありません。日々起きる予測できない変化に対応するには精神論も必要ですが戦略的な思考によるスピーディーで具体的な目標と道筋を自分の言葉で語る事が大事です。菅さん、民主党を一体感のあるチームにして下さい。

**私の書棚より**

○困難こそが、人生におけるすべての喜びへの感謝の気持ちをつくり、この感謝の気持ちこそが、真の生きがいや喜びの源になるのです。

○まわりの人と多くのものを分かちあい、他の人の人生に貢献すること以上に満足感を得られる行為はありません。

「ハーバードの人生を変える授業」  
タル・ベン・シャハー著 大和書房

## 税務アンテナ

□保証債務を履行するため資産の譲渡があった場合において、その履行に伴う求償権の行使ができないこととなったときは、譲渡所得の計算上なかつたものとされます。しかし、債務を保証した時点において、主たる債務者が資力を喪失した状況にあり、求償権の行使が不可能な状態であった場合は、主たる債務者の債務の引き受け又は利益の供与とみなされ、保証債務の履行をしなかった場合の譲渡所得の計算の特例は適用されないこととなります。この場合には主たる債務者は贈与されたものと扱われますが資力を喪失して債務を弁済できないため贈与税は免除されます。

□不動産の譲渡所得を計算する場合に、収入金額から控除される取得費はその資産の取得に要した金額、設備費及び改良費の合計額です。土地の埋立て、土盛り、地ならしに要した費用は土地の取得費になります。これらの費用が不明な場合には譲渡価額の5%を概算取得費とすることもできます。譲渡費用とは、仲介手数料、運搬費、登記費用その他その譲渡のために直接要した費用をいいます。他に借家人等の立退料、土地の上にある建物等の取壊し費用、契約解除に伴う違約金、譲渡価額を増加させるために、その譲渡に際して支出した費用も譲渡費用に該当します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 6月の税務スケジュール

10日	○ 4月分の源泉所得税の納付
15日	○ 所得税の予定納税額の通知
30日	○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 7月、10月、23年1月決算法人の消費税中間申告

30日	○ 6月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『困難なことは山ほどあるが、不可能なことは少ない』 by 孫正義